



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2938号 2016.4.2 発行

### 障害者差別にNO...解消法施行

読売新聞 2016年04月02日 兵庫

1日から行政や民間事業者が障害を理由とした差別を禁じる「障害者差別解消法」が施行された。県は同日、県庁内に相談センターを開設したほか、障害者の意見を県政に反映させるための委員会を設けた。一方、障害者らは街頭に出て法律の意義を訴えた。

県内の障害者手帳所持者は約33万人。県調査で回答した2800人の約3割が差別や虐待を経験している。

同センター（078・362・3356、平日午前10時～午後4時）は、社会福祉士や精神保健福祉士が電話などの相談に応じる。初日は5件の電話が寄せられた。四海達也福祉監は「障害者が声を上げる場所ができた。きめ細かく対応したい」とした。

また、身体、知的障害者らの団体代表10人による「障害者委員会」を設置。今後、年2回会合を開いて意見交換する。県と弁護士会が行う成年後見などの無料法律相談も、週2回（火、木曜）に充実する。

一方、大丸神戸店（神戸市中央区）前では、障害者団体のメンバーら約80人がくす玉を割って法施行を祝福した。脳性まひで車椅子を利用する野橋順子さん（40）は電車に乗れずに待たされ、昼時の飲食店では後で訪れるよう言われた経験を持つ。「差別と気づいていない言動が大きな障壁。すぐに社会が変わる訳ではないが、障害者に限らず誰もが暮らしやすい社会へのきっかけになってほしい」と期待する。

重度障害者の自立支援を行うNPO法人「メインストリーム協会」（西宮市）スタッフの鍛冶克哉さん（32）は「差別を受けても相談する場所がなかった。企業などへの周知が今後の課題」と話した。

### 障害者差別解消法施行 「健常者と同じサービスを」

東京新聞 2016年4月2日 群馬

パレードへ出発する障害者たち=県庁で

行政機関や民間事業者が障害を理由に差別することを禁止する「障害者差別解消法」が施行された一日、県庁で記念集會が開かれ、終了後に計約百人の障害者とその家族、支援者たちが「ノーモア差別」などと声を上げながら周辺をパレードした。（菅原洋）

同法は障害を理由に、行政機関や民間事業者によるサービスの提供拒否や、店舗の入店を拒否するなどの差別を禁止する。行政機関は車いすの障害者への手助けや、窓口で筆談や読み上げなどの配慮をすることも義務付けられている。

集會とパレードは県内の障害者関係団体などで行う実行委員会の主催。実行委の事務局長は車いすの重度身体障害者で、太田市の障害者関連団体「自立生活センター上州プロジェクト」代表の山田泰子さん（54）が務めた。



山田さんによると、県内の車いすの障害者が昨年、新幹線の切符を購入しようとしたところ、駅員から断られたケースがあったという。同法はこうした問題に効力が期待される。

山田さんは「障害者には差別を受けず、健常者と同じようなサービスや情報提供をしてほしいという思いがある。行政や事業者は負担の少ない範囲で協力してほしい」と話している。

集会では、関係者が同法の概要を説明した後、くす玉を割り、パレードの参加者が県庁前を出発した。

一方、同法は差別を受けるなどした障害者の相談窓口として、各自治体に「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を促している。協議会には事業者、有識者、関係団体なども加わり、同法に実効性を持たせ、障害者が「たらい回し」になるのを防ぐ狙いがある。

しかし、全国各地で協議会の設置が遅れている。県は今月中に発足させる見通し。県内の各市町村では、一日現在で発足しているのは渋川市と吉岡町にとどまり、早期の設置が期待されている。

## 障害者差別解消法が施行 兵庫県が事例集作成 神戸新聞 2016年4月1日

バスのチケット販売窓口を設置された対話支援機器＝神戸市中央区雲井通7



行政や企業に対し、障害を理由とする差別を禁じ、障害の特性に応じた「合理的配慮」を求める障害者差別解消法が1日、施行された。障害者を取り巻く差別や偏見、社会参加を拒む「壁」をなくするのが狙い。兵庫県は法律を広く知ってもらおうと、障害者の体験談を基に、具体的な配慮の事例集をつくった。企業にも、接客時の意思の疎通に役立つ機器を導入したりする動きが広がっている。(段 貴則)

「不動産業者に『障害者は火事を出すので部屋を貸せない』と言われた」

兵庫県が昨年、「障害を理由とした差別体験・配慮体験」を募ると、200件近くの差別体験が寄せられた。一方で、「配慮された」と感じた体験数は約90件にとどまった。県は体験談を基に事例集をつくり、ホームページで公開を始めた。

不動産業者が障害を理由に物件を紹介しない事例は「不当な差別的取り扱い」と指摘。「バリアフリー物件を探したり、賃貸人に説明・交渉したりすることが合理的な配慮になり得る」とした。

県は「障害者から合理的配慮を求められなくても、自主的に取り組むのが望ましい」としている。

接客などの場面で障害者と接する企業も、取り組みを強化する。

みなと銀行(神戸市)は、以前から障害者に対する必要な配慮について研修を積んだ職員を各店舗に配置してきたが、同法に対応する規則を定めた。周知徹底するため、15問の確認テストを全職員に実施した。

西日本ジェイアールバスは、神戸・三宮バスターミナルのチケット売り場に、聴力の弱い人の聞き取りを助ける「対話支援機器」を設置した。不要な音をマイクで拾わず、声を明瞭に伝えるスピーカーで、難聴者だけでなく、高齢者や健常者も聞き取りやすい。同機器を販売する大和ハウス工業の担当者は「県内でも金融や交通関係の企業で採用が増えており、法施行で引き合いが続いている」と話している。

【障害者差別解消法】障害を理由に窓口での対応を拒否したり、順番を後回しにしたりする「不当な差別的取り扱い」を禁止する。障害のある人に合わせて筆談や手話などを用いたり、通路の段差にスロープを設置したりするなど、負担の重すぎない範囲で「合理的配慮」を提供することも行政機関に義務付け、民間事業者には努力義務としている。

## 障害者差別解消法 対応遅れ 相談窓口 6%止まり

東京新聞 2016年4月2日

障害者差別解消法が一日に施行されたことを受け、内閣府は障害者の身近な相談窓口として、全国の市区町村に設置を勧めている「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が全体の約6%にとどまっていると明らかにした。政府の対応の遅れなどから法律への理解が進まず、民間事業者が障害者の要望に対応しないケースもあると指摘される中、改善を求める身近な窓口がほとんどないことになる。（城島建治）

加藤勝信一億総活躍担当相は一日の記者会見で、協議会について「障害者にとって身近な地域で差別を解消する重要な役割を担う組織。設置の割合を高めるよう努力する」と述べた。



内閣府によると、全国の千七百四十一市区町村のうち、協議会を設置したのは百十二。市区町村に協議会設置を促す立場の四十七都道府県も、設置したのは十八道府県にとどまる。理由の一つに、内閣府が自治体に設置を促す文書を出したのは昨年十一月で、自治体側に十分な準備期間がなかったことが挙げられる。

地域協議会は障害者の相談を受け、解決に向けて対応するのが役割。障害者団体、家族会、

医師らで構成され、自治体が庶務を担う。設置は義務ではないが、法律では「差別解消の取り組みを効果的かつ円滑に行うため協議会を組織できる」と規定する。

法律は国の機関、地方自治体、民間事業者に対し、「合理的な配慮」を義務づけた。例えば、障害のある人が列車を乗り降りする場合に鉄道会社の職員が手伝うことなどを指す。この合理的配慮の内容が障害の種類によって違うため、事業者がどこまで対応すべきかが不明確で、トラブルになることも予想される。

障害者団体は法律の作成過程で、救済機関の新設を法律に盛り込むように求めたが、内閣府は行政の肥大化につながるとして、既存の組織を活用した地域協議会の設置を法律に明記して対応することにした。

政府に救済機関の設置を求めた十三の障害者団体でつくる「日本障害フォーラム」は「協議会の設置が少なすぎる。これでは法律の趣旨が十分に生かされない」と指摘する。

## 障害者差別解消相談センター開設 兵庫県

神戸新聞 2016年4月1日

兵庫県障害者差別解消相談センターの看板を掛ける四海達也福祉監(左)ら＝兵庫県庁

兵庫県は1日、県庁内に「障害者差別解消相談センター」を開設した。電話やファクス、メールで、社会福祉士や精神保健福祉士が障害者や家族らの相談を受ける。平日午前10時～正午、午後1～4時。無料。TEL078・362・3356

県弁護士会と共同で、電話、ファクスによる無料法律相談窓口も設けた。弁護士と、社会福祉士か精神保健福祉士が、相談者と3者同時通話で対応する。家族や支援機関の職員、障害者を雇用する企業の担当者らも利用できる。火、木曜の午後1～4時。TEL078・362・0074(斉藤正志)



## 重度障害者対応のグループホーム開所 明石

神戸新聞 2016年4月2日

兵庫県明石市内を中心に28の障害者支援施設を運営する一般社団法人「波の家福祉会」



が1日、最重度障害者に対応する「波の家グループホーム」を同市魚住町西岡に開所した。4個室全室とリビングにカメラを設置、保護者に限り、いつでもスマートフォンで利用者の様子を見ることができる。障害者施設や高齢者施設での虐待が問題となる中、「家族の安心と施設スタッフのモラル向上に役立てたい」という。

(片岡達美)

**リビングの食卓に着く利用者とスタッフ＝明石市魚住町西岡**

グループホームは知的、精神、身体障害者が支援を受けながら複数人で共同生活をする居住の場を指す。マンションや一戸建てなど形態はさまざま。「波の家」は一戸建てで延べ床面積が約110平方メートル。1～6まである障害支援区分のうち、4と5の重度の知的障害や精神疾患障害のある男性4人(23～40歳)が入居する。



**広島) 多様性認める社会へ 広島大が研究センター開設** 清水康志

朝日新聞 2016年4月2日

広島大は1日、性別や障害の有無によらず、誰もが活躍できる社会の実現に向けた研究・教育を担う学内拠点「ダイバーシティ(多様性)研究センター」を新設した。女性研究者や、障害のある学生の個性を生かす組織運営の研究者や、そうした運営ができる人材の育成に取り組む。センターには開設後10年間の研究期限を設ける。センター長は、ジェンダーや社会心理学、リーダーシップを研究している広大大学院の坂田桐子教授が併任する。専任2人を含む教員約10人のうち8人は女性とする方針で、女性の意見を重視して研究・教育を進めていく。女性研究者のワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の実現にも取り組む。広島によると、教員に占める女性の割合は現在約14%。これを20%に上げるのが当面の目標で、教員公募の際に女性に限定するなどして進めるという。

**特集：支援とアート** 荻上チキ責任編集 α-Synodos vol.193

シノドスジャーナル 2016年4月2日

**1. 荒井裕樹×星野智幸 受け手の想像力をはみだして——「心のアート展」と「路上文学賞」のあいだに**

東京精神科病院協会に加盟する68の病院に入院・通院している方たちの作品を展示している「心のアート展」実行委員会特別委員である荒井裕樹氏と、ホームレスの人たちが書いた文学作品を対象とした賞である「路上文学賞」審査員の星野智幸氏が語りあう。

◇フィクションであること

荒井：星野さんが関わられている「路上文学賞」、公式HPに掲載されている作品を拝見しました。自分にとって必要なことを、自分に必要な風に行っている感じがして、とても興味深かったです。

ぼくは紙に文字を打ち出さないと読めないの、作品をプリントアウトしたんですけど、あえてランダムに出力しました。なるべく「作品名」「作者名」を見ないようにして、「大賞」や「佳作」という評価もみないようにして、まずは作品そのものを読もうと。

星野：ああ、よくわかってらっしゃる(笑)

荒井：一見、赤裸々な人生の告白のように思える作品もありましたけど、でも、きっとどこかにフィクションも混じってるんだろうな、と思いながら読みました。

フィクションっていいですね。以前、俳人の十亀わらさんと対談したときに、俳句のいいところはウソをつけることだとおっしゃっていたのが印象的でした(「俳句に一步近づこう」→<http://synodos.jp/culture/13022>)。俳句はウソをついていい。女の子が男の子になっ

てもいいし、好きなことを嫌いといってもいい。ちょっとウソをつけると、生きるのが少し楽になる気がするんです。

星野：ぼくの特論は、文学はすべて比喻であり擬人であると。まあ、ウソということなんですが、たぶんウソをついたときにその人が出るんですよ。どんなウソをつくののかというその人の人生観や人柄が出る。

たとえば、サッカーのゴールをどんな比喻でたとえるか。男の人は「射精」に例える人が結構いたのですが、多くの女の人からその比喻は出てきません。一番無防備で自分をさらすのが比喻なんです。

荒井：政治家の失言も比喻が多いですからね。その人が自分や他人に対して抱いている感覚が出てしまいますよね。よく星野さんは「みんな小説を書いちゃえ」とおっしゃいますが、それはフィクションににじみ出す、その人の感覚が大切だと言うことですか？

星野：そうです。結局そこにはごまかしようもなく自分があらわれてくるし、そのことを受け止められたときに自分を肯定できる。ぼくは言葉で書けないことを書くのが文学だとおもっています。

荒井：小説家になって印税を取れといっているわけではない。

星野：そっちの方は誰にも薦めません。食っていけないから（笑）。

#### ◇勝ち負けの論理に

荒井：「路上文学賞」のような活動で難しいのは「賞」の位置づけですよね。ぼくが関わっている「心のアート展」でも、一度、「賞」を試したことがありました。ささやかな額ですけれど画材券を準備して、あと実行委員が手づくりした版画の表彰状を進呈しました。別に「順位」をつけたいわけじゃなくて、素朴に励ましたい気持ちからだったので、どうやら「勝ち負け」の論理として受け取めた方もいたようで……

星野：ああ、やっぱり。

荒井：さらに言うと、アート展に足を運んでくれた観覧者に対しても「作品の序列」を示してしまったような節があって……あとでいろいろと悩みました。……つづきは  $\alpha$ -Synodos vol.192 で！

## 2. 長津結一郎 障害とアート、そこにある共犯関係

「障害者アートバブル」と言われる昨今、求められる新しい関係性の表現とは何なのでしょう。

私は普段、芸術と社会包摂の分野について研究を行っている。なかでも障害のある人の表現活動については、ここ10年あまりその動向をさまざまな形で見つめてきた。その中で言えることは、ここ数年の盛り上がりはある種の「障害者アートバブル」である、ということだ。そうした社会的背景の中、障害とアートをめぐる多角的な視点をすべて論述するには困難を極める。ここでは「障害とアート」に対する安直な推進が孕む課題に注目しつつ、現場から導き出せる視点について言及していきたい。それは、善意による無自覚な「健全者視線」からの逸脱が生み出す、新しい関係性の表現という視点である。

#### ◇なぜ今、「障害とアート」なのか？

現在日本において障害のある人の、とくに美術分野での作品制作については「アール・ブリュット」という言葉を用いられることが多い。アール・ブリュットという言葉はフランスの画家、ジャン・デュビュッフェが提唱したもので、日本語では「生（き）の芸術」と翻訳される。

正規の美術教育を受けていない者による作品をデュビュッフェが蒐集したことには始まり、1976年には、それまで収集した1000点以上の作品をもとに、「アール・ブリュット・コレクション」と呼ばれるギャラリーをオープンさせた。このアール・ブリュットという言葉がイギリスに渡った際に、イギリスの批評家、ロジャー・カーディナルが翻訳した言葉が「アウトサイダー・アート」である。その言葉は、強迫的な幻視者、精神病患者など、



社会の外側に取り残された者たちによる造形作品のことをさしている。

日本においてこうした分野は、美術界ではなく福祉施設の職員や、そこに赴く美術作家などにより注目されていったという経緯がある。福祉施設において日常的なプログラムの一つとして創作的活動が取り入れられるようになり、こうした障害者の表現活動はアウトサイダー・アートの枠組みで紹介されてきた。

日本において、美術の文脈でアウトサイダー・アートやアール・ブリュットが注目されるようになったのは、1993年に世田谷美術館で開催された「パラレル・ヴィジョン」展と、それに併催された「日本のアウトサイダー・アート」展である。「パラレル・ヴィジョン」は1992年にロサンゼルス郡立美術館が企画したもので、スペイン、スイスなどを巡回した展覧会であった。その中ではヘンリー・ダーガーをはじめ、現在では著名となったアウトサイダー・アートの作家たちの作品が多数紹介された。

一方、1995年に提唱された、財団法人たんぼぼの家とエイブル・アート・ジャパン（後にNPO法人化）が主導した「エイブル・アート・ムーブメント」は、その後の障害とアートの分野において大きな契機をもたらした。「エイブル・アート」とは、1995年に財団法人たんぼぼの家理事長の播磨靖夫により「エイブル・アート・ムーブメント（可能性の芸術運動）」として提唱された概念である。芸術を通じて、障害のある人たちの障害にではなく、その人の可能性（＝エイブル）に着目しようとする試みであった。

多くの福祉施設でさまざまな表現活動がおこなわれていたが、そのほとんどは余暇の一環という位置づけで、そこで生まれた作品の多くは埋もれてゆき、時には廃棄処分され、社会に出て行かないという現実があった。そこで、福祉施設等での余暇の活動も含んだ表現活動のネットワークを形成すべく、1994年に結成されたのが「日本障害者芸術文化協会」であり、これが後のエイブル・アート・ジャパンであった。こうした活動の積み重ねで、現在ではさまざまな福祉施設をはじめとした多様な福祉の現場で表現活動が扱われてきている。

このような障害とアートをめぐる活動に対して近年、行政による支援が広がってきていることは見逃せない。滋賀県、埼玉県、京都府、大阪府、奈良県など都道府県レベルで障害とアートの分野についての政策や事業を生み出しているのだ。

また国レベルでも、2007年に文化庁と厚生労働省が合同で「障害者アート推進のための懇談会」を開催したことを皮切りに振興策が広がり、2014年からは厚生労働省「障害者の芸術活動支援モデル事業」が開始された。これは、芸術活動を行う障害のある人や、その家族、また福祉事業所などで障害者の芸術活動をサポートする人を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することを目的としている。……つづきはα-Synodos vol.192で！

#### 李永淑 「支援」の可能性——「“アートな” ボランティア」を手がかりに

アートを通じて、支援者・被支援者の立場を超えた「良い支援」は実現するのか、その可能性に迫ります。

「支援」とは言葉のとおり、支え助けることを意味する。そして、支え助けられた側が「支え助けられた」と感じたときに、「良い支援が成立した」と言えるだろう。しかしそう感じる「支援」のあり方は個々で異なる。単純に計算すると、世界の人口と同じ数の種類の支援が必要になる。それは、途方もない道のりのように感じるが、人々は日々知恵を絞り、議論を重ね、個々に寄り添った「良い支援」の具体的な内容やその実現を目指して挑み続けている。

しかし本稿では、それとは異なる眼差しから「良い支援」を考えたい。例えば、受け手の満足度が高い「良い支援」の実現には、支援側の「負担」が増えるのではないかという懸念がよぎる。すると、双方の「負担」や「犠牲」が「良い支援」の実現に向けた議論の争点になって、どちらが「勝つ」か「負けるか」という構図が強化される可能性がある。それでは、「そうはならない良い支援の実現」という、都合の良い可能性はないのだろうか？結論を先取りすると、支援が「アート（芸術的）」であることにより、その可能性を諦めなくて済むと考える。

「支援」の隣に、「アート」や「芸術」という言葉が並ぶと、治療としての音楽や創作活動であったり、アーティストによるチャリティー活動であったり、被支援者の「個性」に転換する手段といったイメージを思い浮かべるかもしれない。しかし、本稿の趣旨は、「支援側」と「被支援側」の立場を越えた「良い支援」の可能性の手がかりを、「アート／芸術」の概念を借りて探ろうとするものである。

それでは、「アートな／芸術的な支援」とはどのような「支援」なのだろうか？そこで、「支援」という言葉をもう少し身近な感覚に近づけるために、「ボランティア」という補助線を引いて、「支援」に対する批判的検討から始めたい。

#### ◇「支援」に潜む盲点——「ボランティア」を手がかりに

「ボランティア」という言葉は日本社会においてすっかり市民権を得た感がある。しかし、「ボランティア」と聞いて思い浮かべるイメージや反応は、人それぞれ多様である。情熱的にボランティアに打ち込んだり支持する人から、ひどく嫌悪感を示したり批判する人まで実に幅広い。にもかかわらず、私たちは「ボランティア」という言葉を「社会的共通理解がある」かのように使う。そして、誰もが知っている言葉であると、細かい「違和感」があってもいちいち確認することは憚られる。

しかし、「ボランティア」の場において、人々の思いと思いの間に十分なコミュニケーションが存在していない場合、複雑な人間関係の往復を重ねるごとに思いのギャップは深まり、その小さな「違和感」は蓄積されていく。それでは、この密かな「違和感」はどこから生まれるのだろうか？

ボランティアの条件が列挙される時常に登場するのは、〈自発性〉・〈無償性〉・〈公益性〉という三つの条件である（※1）が、本稿では「ボランティア」の「違和感」について、「ボランティア」が抱える三つの「常識」から考えたい。……つづきはα-Synodos vol.192で！

#### 4. 水谷みつる 困難を表現すること——個にとっての重みに辿り着くために

「大切なのは表現し、受け止められる場があること」。抱えた「重み」を外に出すという表現のあり方について、ご寄稿をいただきました。

#### ◇半分、正しくて、半分、間違っていた

1991年4月27日土曜日、私は2歳年下の弟を自殺で喪った。「軽い精神分裂病（現在の統合失調症）の初期」と診断されて3週間経つか経たないかの出来事だった。

精神科病院に入院中だった彼は、週末の一時帰宅のため、前夜から実家にいた。私は当時、新米の美術館学芸員として土日もなく深夜まで働く日々を過ごしていたが、その日は夜には出勤する約束でオフをもらい、弟に会いに行くことになっていた。だが、午前中から昼にかけて別の用事を二つほど済ませ、午後半ばに実家に辿り着いた時にはもう遅かった。弟は私を待っていてはくれなかった。前夜に母に「死にたい」と打ち明けた彼と、久しぶりの空き時間にほっと一息ついていた私の時間の流れは、違っていたのだ。

弟は、夜遅くに両親に伴われ、警察から白木の棺に入れられて戻ってきた。「損傷が激しい」という理由で、私は遺体に会うことも許されなかった。その夜、両親の部屋で（両親は別室で棺に付き添って寝た）一睡もできずに考え続けるなかで、私は3つのことを決意した。「自殺や精神疾患を stigmatize も romanticize もしない。差別も聖別もしない。だから、精神分裂病と診断されていたことも含め、決して隠さない」「（弟の死にまつわるすべてのことを）決して後悔しない」「90歳で老衰で死ぬのも、24歳で自殺で死ぬのも、死という意味では等価であると思う」

人は必ず死ぬ。生きていれば、人の死に遭遇するのも避けられないこと、当たり前のこと、ありふれたこと。特別なことじゃない。自殺だからと言って、苦悩の末のヒロイックな悲劇のように語りたくも、語られたくもない。精神疾患もまた、生きていればかかり得る、ありふれたもの。特別なことじゃない。「狂気」などというもののものしい言葉を使って、あたかも繊細で鋭敏な感受性の帰結のように語る言辭は、拒否したい。

つまり私は、日々、起こる諸々のことと同じように、それらと同等のものとして、弟の

死を淡々と受け止めようとした。いま思えば、その後、起こり得ることを直感的に察知して、そう決心することで、自分の感情にロックをかけようとしたのだろう。

この私の決意は、半分、まったく正しくて、半分、徹底的に間違っていた。でも、その半分の間違いに気づくのに 20 年以上の歳月と自分自身の精神疾患への罹患が必要だった。

10 年近く頑なに決意を守り続けたあと、2000 年に精神科に通わなければならなくなって、初めて弟の死をめぐる自分の感情に向き合い始め、それからまた 10 年近くかかってようやく治療のなかで本当の意味で語れるようになり、そしてさらに年単位の時間をかけて、やっと自分は実にたくさんのことを深く、深く後悔していたのだと認められるようになった。

弟の自殺は、確かにこの世の中で数限りなく起こっている出来事の一つ、ありふれたことだった。また、スティグマ化されるべきものでも、ロマンティックに語られるべきものでもなかった。

でも、私にとってはとてつもなく大きなことで、一生かけて向き合い、考え、抱えていくような性質のものだった。そして弟にとってもまた、ありふれた、よくある、しかし、命を絶つほどに苦しい状況だった。だから死んだ。……つづきは  $\alpha$ -Synodos vol.192 で！

## 5. 片岡剛士 経済ニュースの基礎知識 TOP5

震災から 5 年経った復興の様子や、春闘の動向、3 月月例経済報告などの経済ニュース、そして国内、欧米諸国の経済・金融政策について解説！

日々大量に配信される経済ニュースから厳選して毎月 5 つのニュースを取り上げ、そのニュースをどう見ればいいかを紹介するコーナーです。

いよいよ年度末ということで 3 月末のメ切的仕事が多く、猫の手も借りたい状況ですが、都内では桜の開花宣言もあって暖かくなってきましたね。今月は、春闘動向、月例経済報告、東日本大震災から 5 年、日米欧金融政策、国際金融経済分析会合についてみていくことにしたいと思います。

### ◇第 5 位 春闘動向 (2016 年 3 月 16 日、18 日、25 日)

今月の第 5 位のニュースは、今年の春闘の動向についてです。

主要企業の集中回答日であった 3 月 16 日。懸念されていたことですが、今年の春闘は前向きムードにブレーキがかかる結果となりました。背景となっているのは、円高や株安の進行や新興国経済の減速です。

連合は 18 日に回答をまとめ、賃金を一律に引き上げるベースアップ（ベア）と定期昇給を含めた企業の賃上げ率は 2.08%、さらに 25 日の第二次集計では賃上げ率は 2.10%と報告しています。ただ中堅・中小企業が順次回答を今後行うため、現段階で報告されている賃上げ率は今後低下していくと見込まれます。

第二次集計結果については、人手不足が深刻化している流通業などで自動車を上回る賃上げ率を達成している所もあり、内需型産業が賃上げを牽引しているとの指摘もあります。従業員 300 人未満の中小企業の賃上げ率は 2.07%で大手・中小企業の賃上げ率とほぼ並んだ事も特徴です。

ただ、第二次集計段階での賃上げ率は全体が 2.36%、中小企業が 2.19%であるため、今年の賃上げ率は全体として低水準に留まっていることには留意する必要があるでしょう。

また大企業の動向をみていくと、ベースアップの伸びは少ないものの、ボーナスなどの一時金では労働組合側が提示する額に対し満額での回答をした企業が多く見られています。ただボーナスなどの一時金の上昇は所得の継続的拡大にはつながりにくいため、消費への影響は限定的になるでしょう。賃金引き上げの動きが弱まると、国内需要への影響も限定的となるため、今後の動向が懸念されます。

